

こすもす

229号 令和2年11月号



SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 大

会長 佐々木 直隆

株式会社 佐々木 総研

西日本 税理士 法人

西日本 社会保険 労務士 法人

株式会社 M&C パートナーコンサルティング

株式会社 タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL : 093-651-5533

FAX : 093-652-2550

URL : <http://www.sasakigp.co.jp>



居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

事業者が、国内において行う「居住用賃貸建物」に係る課税仕入れ等の税額については、**仕入税額控除の対象としないこと**とされました。([仕入税額控除制度の制限](#))

「居住用賃貸建物」とは、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産等の一定の資産に該当するものをいいます。住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物とは、**建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなもの**をいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。

「居住用賃貸建物」に該当する場合は、当該居住用賃貸建物に係る消費税については仕入税額控除の対象となりませんので、ご注意ください。

【適用開始時期】

令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。

【経過措置】

令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、**仕入税額控除制度の制限**は適用されません。

なお、制限を受けた場合であっても、調整期間中に別の用途に供した場合や、他の者に譲渡した場合には、仕入税額控除を調整することになります。([居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整](#))

ご不明な点がございましたら弊社担当者までご相談下さい。

(税務会計3課 マネジャー 奈須 翔平)



不思議な印紙税

2020年10月6日付、毎日新聞経済面に「不思議な印紙税」と題した記事が、掲載されました。

業務では、よくお目にかかる収入印紙ですが、その不思議な税金について今回改めて認識させられたことがありましたので、ご紹介いたします。

印紙税とは、住宅ローンのような契約書や不動産の譲渡契約書、領収書など、印紙税法に定められた20種類の文書を作成した場合に必要な税金です。契約や文書の種類、金額によって納税額が異なり、収入印紙を貼付することで国に納税します。**ところが、あくまでも課税対象は、紙の文書のみ**、電子契約の登場を想定しておらず時代に合わせた改正も行われなかった結果、**メールやオンラインで完結する契約書は課税されない、不思議な税金です**。その異色の税金が、銀行に対して預金通帳のデジタル化を後押しする結果となっています。通帳の印刷代に加え、1口座につき年200円の印紙税がかかり、数千万の顧客を抱える大手銀行では、印紙税だけで年間数十億円以上に上ります。低金利政策により収益環境が悪化する中では無視できない出費となっているからです。

もう一つの不思議は、同じ紙の通帳でも信用金庫や農業協同組合などが発行する場合は非課税ということです。印紙税は国にとっては貴重な財源ですが、新型コロナウイルス感染症の流行で電子契約の増加が見込まれる中、今後の減収は必至です。かねてより問題が指摘されてきた税であり『現代に即さない面が多い』としながらも、『優先的に抜本改革に取り組む状況にない』として財務省幹部は見直しには後ろ向きの発言をしています。

(2020年10月6日付 毎日新聞経済面 参考)

(総務課 佐藤 正典)

給付金等の取扱い

2020 年は新型コロナウイルス感染症への対応として様々な国の支援制度が実施されてきました。個人が受け取る給付金は給付金によって課税の対象になるかが異なります。その取扱いについては以下の通りです。

【個人が受け取る次の給付金等の収入は所得税が非課税とされます】

特別定額給付金	緊急事態宣言中にも事業継続が求められる感染リスクが高い事業に勤務しなければならなかった心身の負担が相当高い従業員に対する事業主からの見舞金（慶弔規定で定められており、社会通念上相当であるものに限ります。感染リスクの大小にかかわらず支給されるものや、感染リスクが同じであるにもかかわらず、特定の者のみにだけ支給するものは除かれます）
子育て世帯への臨時特別給付金	
雇用保険の失業手当	
通学先から支給される学費を賄うための学資金	
感染症に感染したことによる見舞金	
労災保険の休業補償	
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	

【個人が受け取る次の給付金等の収入は所得税の課税の対象とされます】

持続化給付金（事業所得等）	特別定額給付金以外に自治体が独自に給付する給付金で、地元住民への生活支援のためのもの（一時所得）
国等が給付する補助金等で、事業用資産の取得を支援する目的で支給されるもの（事業所得等）	通学先から支給される目的を特定していない支援金（一時所得）
雇用調整助成金（事業所得等）	休業手当（給与所得）
家賃支援給付金	慶弔規定によらない危険手当などの手当（給与所得）
東京都の感染拡大防止協力金 その他自治体が独自に給付する給付金で、事業を支援する目的で支給されるもの（事業所得等）	緊急事態宣言解除後相当期間経過後に支給が決定される事業主からの見舞金（給与所得）



消費税においては、対価性がないので課税対象外となります。

(税務会計 3 課 木村 理望)

自己都合退職の場合の、失業等給付「給付制限期間」が短縮されます

令和 2 年 10 月 1 日以降の離職者を対象に、正当な理由のない自己都合により離職した場合に限り、失業等給付「給付制限期間」が短縮されることとなりました。

【給付制限期間】

雇用保険被保険者が離職し失業等給付を受ける際、離職票の提出等を行った日以降、7 日の待期間を経て、失業等給付の受給を制限される期間のことで、離職理由により制限期間が異なります。

今回変更対象となった正当な理由のない自己都合退職の場合は、これまで 3 ヶ月の給付制限期間が設けられていました。

【「給付制限期間」短縮措置】

転職を試みる労働者が安心して転職活動を行えるよう支援する観点から、正当な理由のない自己都合離職者に対し、「給付制限期間」が 3 ヶ月から 2 ヶ月に短縮されることとなりました。

ただし、この給付制限短縮措置は、5 年間のうちに 2 回までしか適用されません。5 年間で 3 回以上自己都合退職を行った場合、2 回目までは給付制限期間が短縮されて 2 ヶ月になりますが、3 回目以降は 3 ヶ月になるので注意が必要となります。

(労務コンサル課 白石 愛理)

2020年11月

11月1日	日	
11月2日	月	
11月3日	火	文化の日
11月4日	水	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
11月5日	木	
11月6日	金	
11月7日	土	
11月8日	日	
11月9日	月	
11月10日	火	源泉所得税の納付 初心者のための年末調整セミナー@ウェルとばた8階
11月11日	水	
11月12日	木	
11月13日	金	初心者のための年末調整セミナー @博多大博通りビルディング6階貸会議室
11月14日	土	
11月15日	日	
11月16日	月	
11月17日	火	
11月18日	水	
11月19日	木	
11月20日	金	
11月21日	土	第2回クリニック向けスキルアップセミナー Web開催 顧問先様限定
11月22日	日	
11月23日	月	勤労感謝の日
11月24日	火	
11月25日	水	
11月26日	木	
11月27日	金	
11月28日	土	
11月29日	日	
11月30日	月	健保・厚生年金保険料の納付

2020年12月

12月1日	火	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
12月2日	水	
12月3日	木	
12月4日	金	
12月5日	土	
12月6日	日	
12月7日	月	
12月8日	火	
12月9日	水	
12月10日	木	源泉所得税の納付
12月11日	金	
12月12日	土	
12月13日	日	
12月14日	月	
12月15日	火	
12月16日	水	
12月17日	木	
12月18日	金	
12月19日	土	
12月20日	日	
12月21日	月	
12月22日	火	
12月23日	水	
12月24日	木	
12月25日	金	
12月26日	土	
12月27日	日	
12月28日	月	健保・厚生年金保険料の納付 令和3年1月4日
12月29日	火	
12月30日	水	
12月31日	木	



【北九州オフィス】
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550
【福岡オフィス】
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177